

島根県医師会学校医部会規約

(名称及び事務所)

第1条 本部会は、島根県医師会学校医部会と称し、事務所を島根県医師会館内に置く。

(目的)

第2条 本部会は、学校保健の管理、指導並びに教育に関する諸問題を審議するほか、講演会、研修会等を開催し、以ってその進歩向上を期することを目的とする。

(組織)

第3条 本部会は、島根県医師会会員にして、各郡市医師会学校医部会に所属する者（学校医会を含む。以下「学校医部会」という。）を以って組織する。

2 各学校医部会は、会員異動並びに事務所の変更があったときは、遅滞なく本部会に報告するものとする。

(役員)

第4条 本部会に次の役員を置く。

部会長 1名
副部会長 2名
常任委員 若干名
委員 若干名
監事 2名

2 部会長、副部会長及び監事は、総会において選出する。

3 常任委員は、部会長の指名による。

4 委員は、学校医部会代表、県医師会担当理事及び会の運営上、部会長が必要と認めた若干名を以ってこれに充てる。

5 役員任期は、島根県医師会役員任期に同じとする。

6 部会長は、会務を総理する。

7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、部会長が予め定めた順位によりその職務を代理する。

8 常任委員は、会務を掌理する。

9 委員は、部会の運営に当たる。

10 監事は、事業及び会計を監査する。

(顧問)

第5条 本部会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、総会の決議を経て、部会長がこれを委嘱する。

3 顧問の任期は、部会長の任期に同じとする。

(会議)

第6条 会議は、常任委員会、委員会及び総会の3種とし、部会長が招集し議長となる。

2 常任委員会は、部会長、副部会長及び常任委員を以って構成する。

3 常任委員会は、部会の運営について審議する。

4 委員会は、部会長、副部会長、常任委員及び委員を以って構成する。

(総会)

第7条 定時総会は、毎年1回開催する。

2 部会長が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。

(総会の任務)

第8条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

- 一 規約の変更
 - 二 会費の決定および徴収方法
 - 三 監事の選任
 - 四 顧問の委嘱
 - 五 その他委員会において、総会に付することを相当と認めた事項
- 2 総会において、部会長は、次に掲げる事項の承認を受けなければならない。
- 一 決算に関する事項
- 3 総会において、部会長は、次に掲げる事項を報告する。
- 一 事業計画
 - 二 予算に関する事項

(経費)

第9条 本部会の経費は、会費、補助金その他の収入を以ってこれに充てる。

- 2 会費は、年額10,000円とする。
- 3 会費の徴収は、部会員が指定する銀行において預金口座振替により毎年度の3月末までに徴収するものとする。なお、一旦納入された会費は返還されないものとする。
- 4 第3項の預金口座振替による徴収を希望しない部会員については、別に定める納付通知書により徴収するものとする。
- 5 本部会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日を以って終わる。

附則

(施行期日)

1 本規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

(役員における経過措置)

- 2 本規約施行の際、現に役員の職にある者は、改正後の規約に基づき、役員として任命されたものとみなす。